

貯蓄預金

平成24年8月3日現在

商品名	貯蓄預金
-----	------

販売対象	個人の方
期間	期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
払戻方法	随時払戻しいたします。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	変動金利 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位1円として1年を365日とする日割計算
税金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （但し、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
付加できる特約事項	・普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスの取扱いができます。 ・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
預金保険制度	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます）

貯蓄預金

平成24年8月3日現在

商 品 名	貯蓄預金
-------	------

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または監査部法務課（9時～17時、電話：096-366-1148）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記監査部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫監査部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・ 「総合口座」の取扱いはできません。 ・ 商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部（9時～17時、電話：096-366-1123）にお尋ねください。